

(別紙)

大分県立病院入院セットサービス提供業務仕様書

大分県立病院（以下「当院」という。）における入院患者等（入院患者及びその家族等をいう。以下同じ。）に対する入院セットサービス提供業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、本仕様書に定めるところにより行うものとし、本業務が適正かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。

なお、本仕様書は、本業務を実施するうえでの基本的事項を定めたものであり、本仕様書に記載のない事項についても、本業務の趣旨に則り対応が必要と判断されるものについては、適切に実施するとともに、本業務の適正かつ円滑な実施のために当院が必要と認め依頼したものについては、これに応じて誠実に実施するものとする。

1 業務の目的

本業務は、入院生活に必要となる物品（病衣、タオル、日用品等）を、本業務の受託者と入院患者等との契約に基づき、日額定額制で入院患者等に貸与又は提供することにより、入院患者等の利便性の向上及び当院職員の負担軽減を図ることにより、安全で良質な医療の提供に資することを目的とする。

2 業務名

大分県立病院入院セットサービス提供業務

3 履行期間

令和8年3月1日から令和11年2月末日とするが、当該契約期間満了前の審査により、特に問題がなく継続的な許可を与えることができると認められる場合は、単年度ごとの更新申請を条件として、令和13年2月末日まで更新できるものとする。

但し、契約締結の日から令和8年2月28日までは準備期間とし、受託者の責任及び負担により本業務の実施に必要な準備を行うものとする。

4 業務内容

本業務は、当院の指定した場所において必要な設備整備等を実施したうえで、入院患者等との契約に基づき、入院生活に必要となる物品（病衣、タオル、日用品等。衣類やタオル等については洗濯サービス付きとする。）をセット化したもの（以下「入院セット」という。）を日額定額で貸与又は提供するとともにその利用料金を請求及び徴収し、合わせて管理手数料を当院に納入することを内容とする。

5 業務実施場所（例）

業務実施場所は当院が提供し、次の場所をその一例とするが、具体的な場所は当院と受託者の協議によるものとする。

なお、病院運営上必要がある場合、履行期間において業務実施場所が変更になることがある。

- ・受付場所：中央待合ホール 予定面積：約 10.0 m²
- ・在庫保管場所：病棟収納棚、病棟リネン機材室、地下リネン保管室 等

6 業務に係る必要経費等

(1) 業務に係る必要経費

本業務の実施に係る必要経費については、入院患者等から徴収する利用料金をもって充てるものとし、当院が業務委託料等の名目で必要経費の全部又は一部を負担することはない。

(2) 負担区分

番号	項目	当院	事業者
1	労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む）		○
2	被服費（ユニホーム、名札 等）		○
3	入院セット在庫の補充・回収用カート・配付用カート		○
4	光熱水費（電気料金等）	○	
5	内線電話、院内通話用 P H S （通信費含む）	○	
6	通信費（外線電話の工事費、通信料 等）		○
7	業務に必要な消耗品費、備品 等		○
8	業務に必要な諸帳票類		○
9	備品等の修繕費（受託者の過失によるもの）		○
10	業務に従事する際の個人防護類		○

(3) 設備整備等経費

本業務の実施に必要な設備等の整備、交換、保守管理及び履行期間満了後の撤去に係る経費については、全て受託者の負担とする。

7 入院セットの基本構成

入院セットの構成は別紙を基本とするが、企画提案競技の提案内容に基づいて、当院と協議のうえ決定する。

8 料金設定

各入院セットについて、日額定額制の利用料金（税別）を設定すること。
なお、日用品については、売切りの商品を設定してもよい。

また、利用料金設定においては、次の情報（いずれも令和6年度実績値）を参考にし、入院患者にとって過度な負担とならないよう十分配慮すること。

- ・ 許可病床数 : 557床
(一般病床509床、精神病床36床、感染症病床12床)
- ・ 平均新入院患者数：35.80名/日（うち夜間・救急外来経由：2.78名/日）
- ・ 平均在院日数 : 11.1日

9 契約及び請求

入院セットの利用は、入院患者等と受託者との契約に基づくものとし、受託者が入院患者等に月締めで利用料金を請求すること。

なお、請求は原則的に郵送により行うものとし、受付場所、病棟等での請求及び徴収は行わないこと。

10 運用、保守管理体制

- ① 入院セットサービスの開始にあたり、当院職員に対して説明会を実施し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。本事業運用開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映すること。
- ② 受託者は、受付担当と配付・回収担当の常駐者を配置し、本業務の適正かつ円滑な実施のために必要な体制を確保すること。なお、常駐員の人数／業務曜日／業務時間は、下表を目安とすること。

項目	人数	勤務曜日	勤務時間
受付担当	3名程度	月曜～金曜	午前9時～午後5時
配付・回収担当	8名程度	月曜～土曜	午前9時～午後5時

- ③ 受託者は、入院患者等に対し入院セットサービスについて説明する際は適切な資材及び平易な言葉を用いるものとし、その理解の獲得に努めること。
- ④ 入院セットの提供は、原則として初回提供分は受付場所にて行うものとし、補充についてはベッドサイドに配布する方法により行うこと。
- ⑤ 受託者は、物品の在庫を適正に管理して欠品が生じないようにするとともに、物品を常に良好な状態に保つこと。
- ⑥ 受託者は、病棟ごとに当院が指定する回収拠点に回収ボックス等を設置して適切な頻度で回収するものとし、二日連続で回収されないことがないようにすること。
- ⑦ 夜間の緊急入院など入院セットサービスの利用申込みがない場合でも、療養上の必要があると認められるときは、在庫からの物品の使用を許容すること。
- ⑧ 入院セットの構成、物品の仕様等について見直しが必要と判断される場合には、受託者はこれに対応すること。
- ⑨ その他入院セットサービスの運用の詳細については、当院と受託者の協議により決定すること。

| 1 リネン管理体制

① 病衣類に関しては、「医療関連サービスマーク」を取得している企業の資材を用いること。病衣類以外のリネン類を追加する際も、「医療関連サービスマーク」を取得している企業が所有、管理する資材を用いること。

また、利用後の病衣類で血液等の体液や排泄物による汚れが付着した物の取扱いについては、医療安全管理の知識を有する者が適切に対応すること。

② リネン類の回収交換回数は、夏場（7月から9月）は3回以上／週、冬場（10月から6月）は2回以上／週とすることとし、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知）の第3及び「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）を遵守させ、適正に処理するものとする。

| 2 損害賠償

- ① 衛生管理の瑕疵により、入院患者等、当院又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその賠償の責を負うものとする。
- ② 物品の搬入・搬出時に損害事故等を発生させ、入院患者等、当院又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその賠償の責を負うものとする。
- ③ 前各号以外の事由により入院患者等、当院又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその賠償の責を負うものとする。
- ④ 前各号の賠償義務の履行を担保するため、受託者は損害賠償責任保険等の必要な保険に加入する等の適切な対策を講じるものとする。

| 3 原状回復等

事業者は、業務の契約期間が満了、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。また、事業者は当院に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について請求することができない。

| 4 契約の解除

当院は、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと判断したときは、契約期間中であっても契約を解除できる。

| 5 情報の適正管理

受託者は、本業務に関連して知り得た全ての個人情報及び機密情報について、法令及び当院の定める基準に従って適切に管理し、目的外使用、漏洩、紛失等が発生しないよう最大限の注意を払うものとする。

また、契約期間及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

| 6 問合わせ、苦情等への対応

入院セットサービスの利用に係る入院患者等からの問合わせ、苦情等に対応する窓口を設置し、それらの問合わせ、苦情に対して丁寧且つ適切に対応して、当院の病院運営に支障を来すことがないようにすること。

また、入院セットサービスの説明資料等に問合わせ、苦情等の対応窓口の情報を記載するとともに、収集した問合わせ、苦情等の情報をサービスの向上に活かすこと。

| 7 災害時の対応

災害時でも入院セットサービスの提供を停止させない体制を確保すること。

| 8 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、当院が事前に書面により承諾した場合に限り、再委託を行うことができるものとする。この場合、受託者は再委託先に対して自らが負うものと同等の義務を課し、その履行について一切の責任を負うものとする。

| 9 その他

- ① 当院と受託者との間の連絡体制を整えること。
- ② 当院と受託者とで定期的に会議を開催し、サービスの向上に努めること。
- ③ 医療機関で業務を行う者として、衛生管理及び感染症対策を徹底するとともに、身だしなみを整え適切な接遇に努めること。
- ④ 入院セットサービスの利用状況について、定期的に、又は当院の求めに応じて隨時、報告書を提出すること。
- ⑤ 本仕様書に定めのない事項については、当院及び受託者間で協議のうえ、これを定めるものとする。また、本仕様書により難い事情が生じた場合も同様とする。

別紙

入院セットの基本構成

○入院セット

名称	内 容	選 択肢		交換頻度の目安
病衣 タオル 日用品 セット	病 衣	型	浴衣、甚平、つなぎ、妊婦、術衣	夏場：3回／週 冬場：2回／週
		サイズ	大人：S～E L 子供：新生児、乳児、2～10歳	
		タオル	バスタオル フェイスタオル	2～3回／週 1回／日
	日用品	BOXティッシュ、ウェットティッシュ、ラクノミ、 コップ（歯磨き用）、ふた付きコップ（お茶用）、 歯ブラシ、歯磨き粉、箸・フォーク・スプーンセット、 口腔ケア用品（吸引スポンジ、ジェル）、マスク、 入れ歯ケース、入れ歯洗浄剤、使い捨てエプロン、 保湿クリーム、TVイヤホン、とろみ剤（3～5本）		必要時
	病 衣 タオル セット	病 衣	型 大人：S～E L 子供：新生児、乳児、2～10歳	夏場：3回／週 冬場：2回／週
		タオル	バスタオル	2～3回／週
			フェイスタオル	1回／日
		病衣 セット	型 大人：S～E L 子供：新生児、乳児、2～10歳	夏場：3回／週 冬場：2回／週
	オプション		病 衣	
			肌 着	夏場：3回／週 冬場：2回／週
	使捨て パンツ		1回／日	

○売切り ※入院セット契約者のみ利用可能

腹 带	手術後に必要な方
術 後 オ ム ツ	1セット (1～2枚入り)
バスナショーツ、清浄綿、ナプキン	1セット

○オムツセット

名称	内 容	交換頻度の目安
Aセット	テープ止め 又は パンツタイプ	1枚／日
	昼 用 パ ッ ト	1～3枚／日
	夜 用 パ ッ ト	1枚／日
Bセット	テープ止め 又は パンツタイプ	いずれか1枚／日
	夜 用 パ ッ ト	1枚／日